## 長野駅東口公園における Park-PFI による軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針に関する質問及び回答

事業者説明会での質問及び回答 (ページ表記は公募設置等指針のもの)

番号	質問	回 答
10-2	公募対象範囲の形状を変更することは可能か	原則として、公募対象範囲の変更はできません。
		なお、公募対象範囲周辺のインターロッキングブロック舗装部
		分を公園利用の妨げにならない範囲で構造を変えず、都市公園法
		第5条第2項の規定による都市公園施設設置の許可を受け、駐車
		場等として使用することは可能です。
		ただし、細部に関しては協議の対象とします。

## 【参考】公園管理者以外が都市公園に公園施設を設置することについて

1 公園施設の定義について

都市公園法第2条第2項

この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 2 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 3 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 4 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 5 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 6 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 7 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 8 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 2 公園管理者以外の者による公園施設の設置について 都市公園法第5条第1項

第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

## 都市公園法第5条第3項

公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、 同様とする。

3 その他公園管理者以外の者の公園施設の設置基準について 施設設置後の管理は設置者が行うこと